

(公印省略)

商観労企第1357号

令和2年 2月28日

大分県経営者協会会長
大分県商工会議所連合会会長
大分県商工会連合会会長
大分県中小企業団体中央会会長
大分経済同友会会長

大分県商工観光労働部長

殿

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組について（依頼）

国において、昨日（2月27日）の第15回新型コロナウイルス感染症本部会議で、小中学校や高等学校等への一斉休校要請などがなされたところです。

本県におきましても、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部が2月25日に発表した「感染拡大の防止に向けた取組」に加え、2月27日には「国の感染症対策本部からの要請への対応」を別添のとおり行うこととしました。

つきましては、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐため、以下の取組につきまして、会員事業所（管内事業所）に対しご配慮いただきますよう周知をお願いします。

- ① 風邪の症状や発熱など感染が疑われる方は出勤しないような取り扱い
- ② 職場における手洗いや手指消毒の励行及びマスク着用など
- ③ 社会・経済機能の維持のため、休暇の取得や時差出勤、テレワークなど

（添付資料）

- ・国の感染症対策本部からの要請への対応
- ・感染拡大の防止に向けた取組

国の感染症対策本部からの要請への対応

令和2年2月27日

2月27日付け、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の要請について、以下のとおり対応することとする。

1 小中学校、高等学校、特別支援学校の休校について

- (1) 県立学校については、3月2日から当分の間、休校とする。
- (2) 市町村立の小中学校・義務教育学校についても、同様に休校することを要請する。
- (3) 私立の小中高についても同様の休校を要請する。

2 入学試験、卒業式などについて

- (1) 入学試験、卒業式などを実施するにあたっては、感染防止のための措置や必要最小限の人数に限って開催するなどの万全の対策を講ずる。
- (2) 市町村立の小中学校・義務教育学校並びに私立の小中高についても、同様の措置を要請する。

3 学生寮の運営について

学生寮を運営している学校については、できるだけ生徒の移動を抑制する観点から継続運営を要請する。

4 県立社会教育施設等の休館について

- (1) 県立図書館などの社会教育施設や県立美術館についても、当分の間、休館とする。
- (2) 県立社会教育施設等は、不特定多数の参加が見込まれる貸館行事について、当分の間、主催者に自粛を要請する。

5 保育所や幼稚園について

- (1) 保育所や幼稚園については、保護者の仕事と子育ての両立支援のため、国の方針に基づき、引き続き開園していただくこととする。
- (2) 各事業所においては、休暇の取得や時差出勤、テレワークなどについて、ご配慮いただくようお願いする。
- (3) なお、県は職員の時差出勤、在宅勤務、子の看護休暇などの制度を積極的に活用することとしており、対象となる職員について明日、希望を調査する。

感染拡大の防止に向けた取組

令和2年2月25日
大分県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 県主催行事について

- 不特定多数の参加が見込まれる屋内での県主催行事については、当分の間（本年3月末を目処）、原則として延期または中止する。
ただし、入学試験や卒業式など、参加者が特定され、かつ、実施日の変更や中止が困難なものは、感染予防に必要な対策を講じた上で、実施する。

2 県営施設(指定管理施設を含む)の利用制限について

- 当分の間（本年3月末を目処）利用制限や閉鎖はせず、感染拡大防止策を徹底する。

3 県庁舎について

- 県庁舎の各入り口に手指消毒薬の設置及び協力依頼文書の掲示を継続する。

4 社会・経済機能の維持について

- 各事業所に対して、感染拡大防止を徹底するよう要請する。
 - ①風邪の症状や発熱など感染が疑われる方は出勤しないように周知を要請
 - ②職場における手洗いや手指消毒の励行及びマスク着用などの周知を要請
 - ③通勤時の感染リスクを減らすため、テレワークや時差出勤の検討を要請

5 学校等(小・中・高、大学等、保育施設、通所施設)で感染者が発生した場合の取扱い

- 今後、児童生徒や教員、施設の利用者や職員が感染者となった場合には、
 - ①当該校（当該施設）については、当面14日間の臨時休校等を要請する。
 - ②感染者が発生した地域の学校等（当該校等を除く）については、臨時休校等は要請しないが、感染拡大防止策の徹底を要請する。